

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日は、
翌日の翌日)

目 次

◇ 告 示 生活保護法による医療機関の指定

保険医の登録

小売販売業者甲の業者登録

土地改良法による換地計画の決定

土地改良法による換地計画の適否の決定

土地改良事業計画の適否の決定(二件)

土地改良事業計画の変更の適否の決定

土地改良事業の認可(十件)

保安林の指定の解除予定

◇ 公 告 危険物取扱者保安講習の実施

ふぐ処理師試験等の実施

告 示

鳥取県告示第千二百五十四号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)第十二条の規定により告示する。

昭和五十六年十二月十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

| 名 称 | 所 在 地 | 指 定 年 月 日 |
|--------|--------------|-------------|
| 木本歯科医院 | 倉吉市昭和町一七八番地一 | 昭和五十六年十二月一日 |

鳥取県告示第千二百五十五号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第九条の規定により告示する。

昭和五十六年十二月十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

| 氏 名 | 登録の記号及び番号 | 登録の年月日 |
|-------|-----------|--------------|
| 坪倉 智子 | 鳥歯第四二七号 | 昭和五十六年十一月十八日 |

鳥取県告示第千二百五十六号

食糧管理法施行規則（昭和二十二年農林省令第百三号）第二十二條の二第二項の規定に基づき、次のとおり小売販売業者甲の業者登録をしたので、同規則第二十三條の規定により告示する。

昭和五十六年十二月十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

登録番号 登録年月日 氏名 住 所 営業所の所在地 事業区域

倉振 第七号 庚・二・四 広田 治 倉吉市海田南町 倉吉市福吉町 倉吉市

鳥取県告示第千二百五十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九條の二第一項の規定に基づき、八頭中央地区第四工区農営は場整備事業の施行に係る地域の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七條第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年十二月十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
- 二 縦覧に供する期間

昭和五十六年十二月十六日から二十七日間
縦覧に供する場所
船岡町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第千二百五十八号

昭和五十六年十二月四日付けで船岡町から申請のあつた新庄地区の換地計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六條の四において準用する同法第五十二條の二第四項において準用する同法第八條第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年十二月十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
- 二 縦覧に供する期間
昭和五十六年十二月十六日から二十七日間
- 三 縦覧に供する場所
船岡町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千二百五十九号

昭和五十六年十月二十三日付けで鳥取市から申請のあつた土地改良（晩稲地区農道整備）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年十二月十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十六年十二月十六日から二十六日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千二百六十号

昭和五十六年十月三十日付けで東伯町から申請のあつた土地改良（浦安地区農道整備）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年十二月十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十六年十二月十六日から二十六日間

三 縦覧に供する場所

東伯町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千二百六十一号

昭和五十六年九月二十九日付けで赤碕町から申請のあつた土地改良（才ノ木地区ほ場整備）事業計画の変更については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の三第

五項において準用する同法第四十八条第七項において準用する同法第八
第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年十二月十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十六年十二月十六日から二十六日間

三 縦覧に供する場所

赤碓町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期
間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千二百六十二号

河原町から申請のあつた町営土地改良（ヒワケ谷地区農業用排水）事
業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五
項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十六年十二
月十一日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十六年十二月十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第千二百六十三号

日野町から申請のあつた町営土地改良（下榎（榎市）地区ほ場整備）事
業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五
項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十六年十二
月十一日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十六年十二月十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第千二百六十四号

岩美町から申請のあつた町営土地改良（大谷地区農業用排水）事業は、
土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項にお
いて準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十六年十二月十一
日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十六年十二月十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第千二百六十五号

日野町から申請のあつた町営土地改良（黒坂（山崎）地区ほ場整備）事
業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五
項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十六年十二
月十一日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十六年十二月十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第千二百六十六号

江府町から申請のあつた町営土地改良（池ノ内地区農道舗装）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十六年十二月十一日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十六年十二月十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第千二百六十七号

江府町から申請のあつた町営土地改良（尾上原地区農道整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十六年十二月十一日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十六年十二月十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第千二百六十八号

岩美町から申請のあつた町営土地改良（長郷地区農業用排水）事業は、

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十六年十二月十一日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十六年十二月十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第千二百六十九号

東伯町から申請のあつた町営土地改良（山田地区農業用排水）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十六年十二月十一日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十六年十二月十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第千二百七十号

東伯町から申請のあつた町営土地改良（山田地区農道舗装）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十六年十二月十一日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十六年十二月十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第千二百七十一号

淀江町から申請のあつた町営土地改良(大和地区暗きよ排水)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十六年十二月十一日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十六年十二月十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第千二百七十二号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和五十六年十二月十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡東伯町大字倉坂字奥山次一東平一一四五の五、一一四五の二三、字奥山次一西平一一四六の二〇(以上三筆について、次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び東伯町役場に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

消防法(昭和23年法律第186号)第13条の5の規定により、危険物取扱者保安講習を次のとおり実施する。

昭和56年12月15日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

1 講習の日時及び場所

| | | | |
|---------------|---------|-------------|--------------------|
| (1) 昭和57年3月2日 | 午前10時から | 倉吉市殿城279 | 鳥取県中部総合事務所 大会議室 |
| (2) 昭和57年3月3日 | 午前10時から | 米子市花町一丁目160 | 鳥取県西部総合事務所 講堂 |
| (3) 昭和57年3月5日 | 午前10時から | 鳥取市東町一丁目220 | 鳥取県庁講堂 |

2 受講手続

(1) 受講申請書の受付期間

昭和57年1月16日から同月30日まで(郵送による場合は、昭和57年1月30日までの消印のあるものに限る。)

| | |
|--|---|
| <p>(2) 提出書類 危険物取扱者保安講習受講申請書</p> <p>3 受講手数料及びその納付方法 (1) 受講手数料 1,600円 (2) 納付方法 (1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受講申請書の手数料欄にはり付けて納付すること。この場合、消印をしないこと。</p> <p>4 受講申請書の提出先 鳥取市東町一丁目220番地 鳥取県総務部消防防災課</p> <p>5 その他 受講当日は、危険物取扱者免状を持参すること。</p> | <p>昭和57年1月27日(火) 午前10時から</p> <p>2 試験場所 ア 学科試験 倉吉市巖城279番地 鳥取県中部総合事務所 イ 実地試験 倉吉市巖城279番地 鳥取県倉吉保健所</p> <p>3 受験資格 ア ふぐ処理師試験 昭和57年1月26日現在において、年齢18歳以上の者で食品衛生法施行令(昭和28年政令第229号)第5条第11号若しくは第13号に規定する魚介類販売業若しくは魚肉ねり製品製造業又は乾ふぐ製造営業に2年以上従事しているもの</p> <p>4 ふぐ調理師試験 調理師法(昭和33年法律第147号)第2条に規定する調理師</p> <p>4 試験科目 ア ふぐ処理師試験 (1) 衛生関係法規 (2) 公衆衛生学 (3) 食品衛生学 (4) ふぐ処理の実施(ふぐの種類及び毒性臓器の鑑別を含む。)</p> <p>イ ふぐ調理師試験 (1) ふぐの種類及びふぐ毒に関する知識 (2) 衛生関係法規(主としてふぐの取扱等に関する条例) (3) ふぐ調理の実施(毒性臓器の鑑別を含む。)</p> |
| <p>ふぐの取扱等に関する条例(昭和34年3月鳥取県条例第12号)第3条第1項及び第2項に規定するふぐ処理師試験及びふぐ調理師試験を次のとおり実施する。</p> <p>昭和56年12月15日</p> <p>鳥取県知事 平 林 鴻 三</p> <p>1 試験期日 ア 学科試験 昭和57年1月26日(火) 午前10時から正午まで イ 実地試験</p> | |

| | |
|---|--|
| <p>5 受験手続</p> <p>ア 提出書類</p> <p>(1) ふぐ処理師試験</p> <p>イ 受験願書</p> <p>(1) 履歴書及び戸籍謄本又は戸籍抄本</p> <p>(2) 写真 (6月以内に撮影した名刺型、正面、脱帽、上半身のもの)</p> <p>(3) 魚介類販売業、魚肉ねり製品製造業又は乾ふぐ製造営業に2年以上従事している旨の所轄保健所長 (住所地在管轄する保健所長をいう。以下同じ。) の証明書</p> <p>(2) ふぐ調理師試験</p> <p>(イ) 受験願書</p> <p>(1) 履歴書</p> <p>(2) 写真 (6月以内に撮影した名刺型、正面、脱帽、上半身のもの)</p> <p>(イ) 調理師免許証の写し</p> <p>イ 受験願書の提出先</p> <p>所轄保健所長に提出すること。</p> <p>ウ 受験願書の提出期間</p> <p>昭和57年1月5日 (火) から同月7日 (木) まで</p> <p>6 試験手数料及びその納付方法</p> <p>ア 試験手数料 5,000円</p> <p>イ 納付方法</p> <p>(1) アに記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の収入証紙はより付け欄にはり付けること。</p> <p>(2) 納付した手数料は返還しない。</p> | <p>7 試験当日の携行品</p> <p>ア 学科試験</p> <p>受験通知書及び筆記用具</p> <p>イ 実地試験</p> <p>受験通知書、白衣、包丁、白帽又は三角きん及び耐水性のはきもの</p> <p>8 合格者の発表</p> <p>昭和57年2月5日 (金) に所轄保健所に掲示する。</p> |
|---|--|

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県 【定額一冊一箇月十二百円 (送料を含む。)]